

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）

- 一 徳島県総合計画審議会の委員の定数を二十人以内とすることとした。
- 二 この条例は、令和六年十一月二十五日から施行することとした。

● 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第四十九号）

- 一 次に掲げる条例について、生活保護法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

1 住民基本台帳法施行条例

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県公害紛争処理条例の一部を改正する条例（条例第五十号）

- 一 公害審査委員候補者の委嘱期間は、三年とすることとした。
- 二 この条例は、令和七年二月一日から施行することとした。

● 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）

- 一 建築基準法の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。

- 1 国の機関の長等による建築物の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

- 2 国の機関の長等による建築設備の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

- 3 国の機関の長等による工作物の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

- 4 国の機関の長等による建築物の工事の完了の通知に伴う検査

- 5 国の機関の長等による建築設備の工事の完了の通知に伴う検査

- 6 国の機関の長等による工作物の工事の完了の通知に伴う検査

- 7 国の機関の長等による建築物の特定工程に係る工事の終了の通知に伴う検査

- 8 国等の建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査

- 二 地域再生法の規定により読み替えて適用する建築基準法の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

- 三 地域再生法の規定が適用される場合における建築基準法の規定に基づく建築物の建築等の許可の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

- 四 建築基準法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 五 その他所要の整理を行うこととした。

- 六 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、二及び三については地域再生法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、四については地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

● **徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）**

一 港湾施設が所在する市町村に対して国有資産等所在市町村交付金を交付することとなる場合には、当該港湾施設の占用又は使用の許可を受けている者は、当該市町村交付金に相当する金額を納付しなければならないこととした。

二 この条例は、公布の日から施行し、令和八年四月一日以後に市町村に対して国有資産等所在市町村交付金を交付することとなる場合について適用することとした。

● **住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十九号）**

一 住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第六十号）**

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十一号）**

一 徳島県公害紛争処理条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和七年二月一日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十二号）**

一 次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。

1 国の機関の長等による建築物等の計画の通知に伴う建築基準関係規定適合審査手数料

2 国の機関の長等による建築物等の工事の完了の通知に伴う検査手数料

3 国の機関の長等による建築物の特定工程に係る工事の終了の通知に伴う検査手数料

4 検査済証の交付を受ける前における国等の建築物等の仮使用認定申請手数料

5 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一の5については、公布の日から施行することとした。